

平成25年9月5日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市産業立地審議会
会長 齋 藤 太 紀 雄

上比延工場公園工場用地の分譲の適否について（答申）

平成25年9月4日付け～037号で諮問のありましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

本審議会の審議事項である「株式会社西日本コクボへの上比延工場公園工場用地の分譲について」は、上比延工場公園工場用地分譲規則第2条各号の要件を満たしていると認められるため、申込企業の希望のとおり、20,000平方メートルを分譲することが適当であるとの結論に達しました。

認定要件に対する企業の申請内容

- (1) 自らが営む工場又は試験研究施設等（以下「工場等」という。）を建設する予定があること。

平成25年12月1日着工予定の具体的計画が示されている。

- (2) おおむね3年以内に工場等の操業を開始する見込みがあること。

平成26年6月20日からの操業予定の具体的計画が示されている。

- (3) 取得しようとする用地の面積が10,000平方メートル以上であること。

20,000平方メートルの分譲希望が示されている。

- (4) 建設予定の工場等の用途等が東播都市計画地区計画上比延工場公園地区計画（平成24年西脇市告示第7号）の建築物等の制限に関する事項に適合していること。

市との調整、事前協議を通じて、規制等の遵守が確認されている。

- (5) その他関係法令等に適合していること。

市との調整、事前協議を通じて、規制等の遵守が確認されている。